

度
合
第六
號

第
軍
部
署
事
務
處
四
月
八
日

本
部

陸

軍
事
委
員
會
五
月
二
三
日

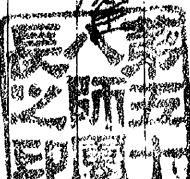
特別報告呈出件報告

昭和七年四月八日

第五十六師團長下野一

陸軍大臣東條英機殿

首領一件別紙通り報告入



0765

支那派經
司令部由
總副報第九號

昭和七年五月八日



(總務省、京東)

重大ナル軍紀違犯事項報告

一所屬官等級氏名

獨立歩兵第九十三大隊豫陸軍少尉

同 豫陸軍伍長

同

二、發生年月日

昭和十七年三月二十四日自一九、三〇間

三、違犯事項、概要

人昭和十七年三月二十四日一九、三〇所屬中隊日夕

卓呼ノ際週番士官

少尉ノ指揮ニ

於テ戰陣訓奉詔中、

伍長ハ隣ニ

並ブ

伍長ニ對シ囁ラ交スヤ

長之ニ應シ微笑ス

少尉ハ兩名ニ對

シ日夕卓呼終了後注意ヲ與フルモ姿

9940

勢 態 度 ニ 於 テ 壱 モ 悔 悟 ノ 色 ナキ ラ 以 テ

立 腹 シ

伍 長 ノ 左 頬 ラ 打 タン トス ル ヤ
左 手 ラ 以 テ 之 ラ 受 ケ 止 メ 右 手 ラ 胸 部 附
近 ニ 持 上 ゲ 反 抗 的 態 度 ラ 示 セ リ、

ニ 同 日 一 九、・三〇 分 頃 ヨ リ 中 隊 下 士 官 以 上 ノ 會
食 ラ 實 施 セ シ ガ

伍 長 ハ [REDACTED] 少 尉

ニ 對 シ テ 「 解 ツ タ カ 」 「 解 ツ タ カ 」 ト 問 ヒ ツ、 盆 ラ

差 山 山 シ タ ル ホ (後 刻 危 害 ラ 與 ヘ シ ト ス ル 暗 示
ノ 意 味 ナ ラ ナ) 間 隔 遠 キ ラ 以 テ 花 田 少 尉 ハ

己、 盆 ラ 取 リ 上 ゲ 「 コ レ デ 乾 盆 シ ョウ 」 ト 促 シ タ

ル ラ

、 伍 長 ハ 「 単 怪 ダ 之 デ 飲 ス 」 ト 再 ヒ 己

、 盆 ラ 差 出 シ 悔 厲 的 言 動 ラ ナ シ 引 繢 キ

自 己 ノ 三 十 年 式 銃 劍 ラ 出 シ 肘 ラ 張 リ 小

鎧 ラ 卓 上 ニ 打 チ 付 ケ ガ チ ャ /

鳴 ラ シ

(納 谷 重 京 東)

横目ニテ少尉ヲ睥睨ス、續イテ食器類、花瓶ヲ投ケ散ラシアルヲ中隊長小城中尉ハ目撃シ、少佐長ニ命ジ

伍長ヲ同行歸隊セシメタルモ再び會食場ニ現レ自席ニ於テ飲酒シアル處ヲ上江洲中尉ヨリ意味ヲ含メル訓戒ヲ受ケルヤ中隊長、許ニ到リ謝罪シ更ニ隣席ノ少尉ニ對シ、

ト言ヒツゝ盃ヲ少尉ニ差出シタルモ少尉ハモウ充分ダモウ駄目ダト拒絶スルヤ何が飲メナイ、飲メワト暴言ヲナシ中隊長ヨリ注意ヲ受ケルヤ何ニ呑ナコンナ端下酒デ飲メルカト反抗ス

トネ小隊長飲メ

5. 同僚下士官ニ引立ラレ表ニ運行セラレントセ
 シ際 [REDACTED] 伍長ガ出入口附近ニ於テ倒
 レ掛けタルヲ中隊長之ヲ引キ立テントシ
 タルヲ目撃セル [REDACTED] 伍長ハ中隊長ガ
 認シ [REDACTED] 伍長ニ對シ無暴ラナシアルト誤
 伍長ニ對シ一撃ヲ與ヘ續イテ中隊長
 ノ右脣ヲ後方ヨリ握リ「何事デスカ中隊
 長殿カンマリデス」ト言ヒ「何ヲスルカ邪魔
 スルナ」ト注意ヲ受クルヤ、戰友ノコトナラ死
 シデモヤリマストト言ヒ返ス
 ニニヤハ頃 [REDACTED] 少尉劍舞ヲナサント台上
 ニ上ルヤ [REDACTED] 伍長ハ花田少尉ノ後方ヨリト此
 ノ野郎ト呼ビ乍ラ台上ヨリ突キ落ス

4. 既ニ會食モ終リ近クニナリタル頃、[REDACTED]伍長

ハ歸隊セント出入口於テ縄上靴ヲ穿ケツ

[REDACTED]會場内、[REDACTED]

[REDACTED]少尉

=「貴様」ト放言ス

[REDACTED]ルヲ

[REDACTED]少尉

聲谷メ何ヲ

ト向ヒタル處

伍長モ又ト何ヲ

ト一步前進ス、

[REDACTED]少尉ハ憤激シ無意識ノ間軍刀ヲ拔

キ[REDACTED]伍長ヲ

斬リ全治二ヶ月ヲ要スル刀

[REDACTED]傷ヲ負ハシム

四 原 因

1. [REDACTED]少尉ハ下士官、不謹慎ナル動作、連

續ニ憤激シタル爲自制心ヲ失タルニ依ル

2. [REDACTED]伍長ハ小年時代ヨリ各所ニ貯々

ト出稼ラナシ入隊後モ諸部隊ニ轉屬シ其ノ間同僚ノ間ニ圓滿ヲ欠キ或ハ上官ニ對シ

反抗的言辭ヲ弄シ再三注意ヲ受ケシ

カ三月二十四日週番士官

サレタルニ不満ヲ抱キタルモノナリ

伍長ハ幼少頃ヨリ家庭的環境ニ

恵マレス、本人ノ性格短氣ニシテ且酒ヲ

好ミ兇暴性アリ素行不良ニシテ時々

常軌ヲ逸セルモノナルガ

少尉ヨリ歐打サレシニ對シ同情シ少尉

ニ對シ不滿ヲ抱キタルモノナリ、

五、動機

飲酒ニ起因シ共ニ自制ヲ失ヒシニヨル

六、處置

少尉ハ性質素行善良ニシテ、勲功アリ豫テヨリ中隊内務指導ニ銳意專

0772

念シアリテ其、情狀酌量、余地アルモ犯
罪事實明瞭ナルヲ以テ刑法第二〇四條
ヲ適用シ第十一軍臨時軍法會議ニ
送附ス。

伍長、言動、飲酒、結果ト
雖モ上官ヲ尊重シ之ニ服從スル精神ニ
クル處アル、シナラズ本件ノ如キハ軍紀
確立上嚴重處分ノ要ヲ認メ左記、如ク
適用シ第十一軍臨時軍法會議ニ送附セ
リ

陸軍刑法第七十三條
同 同 第五十九條

記
第六十二條 同

陸軍刑法第七十三條

同 第五十九條 同

七 責任者ノ處分

重謹慎十日 中隊長陸軍中尉小城義輝
同席ニカリ乍ラ本件ヲ惹起セルハ中隊
長トシテ斷固タル決意ト處置トヲ缺キ
シ結果ナルヲ以テ大隊長ヨリ前記、如ク
處断ス、

八 其他必要ナル事項

八三名共今般師團編成、爲左記他部隊
ヨリ轉入セルモノナリ

左記

少尉

第五六師團(歩四五)
第十三師團(歩八六)

0773

伍長

第百十六師團(歩一三三)

少尉

不家庭ノ状態

實父母ト本人、三人ニテ中位生活ヲ営ム
口平素ノ勤務状況

部下、信望厚ク新設中隊、融和團結ニ
銳意恵念シアリテ、良好ナリ、
公前科ノ有無

ナシ

二性格

善良ニシテ熱心ナリ

木其、他

昭和十三年三月私立拓大商學部拓植科
ヲ卒業後北支新民會中央指導部

0774

三入所シ昭和十三年十一月休職翌年一月現役
兵トシテ入隊ス

5. [REDACTED]
伍長

不家庭、狀態

實父母兄夫婦（子二人）、七人暮シニシテ生
活、村内中位ニシテ一家圓満ナリ

只平素、勤務狀況

素行不良

八前科、有無

ナシ

二性格

快活、積極ナルモ、粗暴、表裏強ク酒癖
アリ

木其、他

9770

高等小學校卒業後、帽子製造所、店員
通信社、臨時店員、自家農業等ヲナシ
昭和十四年一月現役兵トシテ入隊ス
4. [REDACTED]
伍長

1. 家庭、狀態

叔父母義兄同妻子及妻女等十一人暮シニ
シテ村内中位以上、生活ヲ營ムハ
口平素、勤務狀況

素行不良

八前科、有無

[REDACTED]

三性

格

寡默、勇猛性アリ、積極的ナルモ短氣粗

暴ニシテ酒癖アリ、

木其、他

高等一年終了後小笠原諸島、北海道近
海方面於テ遠洋漁業ニ從事入昭和
九年現役兵トシテ入隊ス

2270

軍紀違犯事項報告

一 所屬官等級氏名

獨立歩兵第九十三大隊第五中隊陸軍一等兵

同

二 発生年月日

昭和十七年三月二十六日至二六、三、間

三 違犯罪事項、概要

當日ロ、九ロ、兩名ハ無斷外出シ慰安所ニ
於テ遊興飲酒シハ、一、頃歸隊中ヲ恰モ之
ヲ搜索中、中隊下士官ニ連レ戾サルルヤ自己
内務班内ニ至リ [REDACTED] 一等兵ハ下士官ノ制止ミ
擲ラズ實包四發ヲ發射シ [REDACTED] 一等兵ハ實
包ヲ發射セント暴ル、ヲ取押ヘラレ日夕
呼後、兩名ノ者ハ下士官ヨリ就寝ヲ命セラレ

タルモ再び無断外出シ慰安所ニ到リタルヲ
所屬中隊下士官ニ發見サレ連レ仄サントセル
ニ對シ反抗暴言ヲ吐キ上官ヲ面前ニ於
テ脅迫侮辱セルモノナリ、

四原 因

ハ兩名共逆境ニ成人シ酒色ヲ好ミ奔放ニ
シテ且飲酒セバ兇暴性ヲ有ス、

一等兵ハ竊盜罪ニ依ル前科ニ犯サ

及離隊ニ依ル重營倉七日ノ懲罰ヲ有ス、

3.今般第三十九師團ヨリ轉屬セルモノナルガ前

部隊ニ於テモ兩名ハ屢々非違行爲ヲナシ

タルコトアリタルモ總便ニ處置セラレシタメ本

人ノ言動ニ依リ判断ス規定ノ嚴守、絶對服
從等ニ對スル觀念久知セルト前記、知

(納谷彦吉)

キ性癖ニ起因スルモノト思考ス

五、動機

右原因ヲ有スル兩名が飲酒セル結果自制心ヲ失ヒ大事ヲ惹起セルモノト思考ス、

六、處置

本犯ハ最悪モ有害ナル軍紀犯ナルヲ以テ
検査處分ヲ行ヒ事件ヲ第十一軍軍法
會議ニ送附セリ

七、責任者ノ處分

目下調査中。

八、其他必要ナル事項

「家庭」情況

兩名家庭ハ貧困ニシテ [REDACTED] 一等兵ハ兩親
ヲ有スルノミ [REDACTED] 一等兵ハ兩親及兄弟

ニテ有スルモ 兄ハ大阪ニテ 自動車 運轉
手ヲナシ妹ハ神戸ニテ奉公中ナリ
ニ平素、勤務状態

兩名共、勤務成績普通以下ナリ、

三、前科、有無

一等兵 竊盜罪前科二犯、離隊重

警倉七日、

一等兵、ナシ

廣副人甲第六七號「軍紀違犯事項報告」中責任者、
處分左記、如シ

記

該當者ナシ

人違犯者 ■ 一等兵、 ■ 一等兵ハ共ニ改編、爲。ニ他師

團ヨリ轉屬セル所謂「シタタカ者」ニテ ■ 一等兵、如

キハ前科ニ犯ヲ有シ轉屬後日尚淺キ今日幹部

教育指導、責ヲ問フハ酷ナリ。

2、事件當時ニ居合セタル下士官、動作稍乱暴ナル傾
向アルが如ク見ニルモ酒氣ニ乘ジ狼籍スル違犯者ヲ制
御スル爲ニハ止ムヲ得ザリシ實情ニ在リタリ